

「監査委員会議」会議録

日時	平成30年10月17日(水) 15時00分 から 16時25分 まで	1 定例会 ② 臨時会 3 その他	① 監査委員室 2 その他
出席者	監査委員	事務局	関係人
	福田委員 丹羽委員 黒川委員 小川委員 4名	監査事務局長 監査事務局次長 監査第二課長 特別監査室長 工事監査室長 主査2 7名	
議 題 概 要	<p>1 名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求に関する監査委員会議の予定について事務局から説明を行い、原案どおり了承された。</p> <p>2 観光文化交流局への弁明書の提出依頼について事務局から説明を行い、原案どおり了承された。</p> <p>3 観光文化交流局、会計室への質問事項について事務局から説明を行い、委員の意見をふまえ質問事項を追加することとなった。事務局にて別添のとおり修正し、修正後の内容で通知することが了承された。</p> <p>4 請求人による陳述の実施について事務局から説明を行い、原案どおり了承された。</p>		

(11) 名古屋市と受注者は平成 30 年 2 月 27 日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成 29 年 5 月 9 日から平成 30 年 2 月 28 日まで」としていたものを「平成 29 年 5 月 9 日から平成 30 年 3 月 30 日まで」と変更契約を締結した。(甲第 9 号証)

質問 15 契約を変更した理由をご説明ください。

(12) 受注者は平成 30 年 3 月 30 日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第 10 号証) しかるに甲第 5 号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成 30 年 3 月 30 日」とされている。同日には KKR ホテル名古屋 4 階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 (第 26 回)」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。キ「基本設計の完成物の検査ですが、今日 1 日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール 5 箱くらいあるので、随時検査します 成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第 11 号証) しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第 4 号証) (以下「業務委託契約書」という) の約款第 31 条の 5 には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の 6 には「僅少の不備な点があった場合 (略) 成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証) において第 23 条 (1) の (S) として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第 53 条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し (略) たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第 232 条の 4 第 2 項において「会計管理者は (略) 当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成 30 年 3 月 30 日に収められた ク「段ボール 5 箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第 7 号証) に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第 5 号証) によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、名古屋市会計規則第 71 条、名古屋市契約規則 第 53 条)

(13) 「成果品目録」(甲第 12 号証) の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号 18 の構造計算書と番号 29 の数量調書のそれぞれのページ数である。ケ構造計算書は 14、414 ページに及び数量調書も 639 ページにわたる。これらを納品後 1 日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、コ事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証) の第 16 条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証)、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証)、「業務委託契約書」(甲第 4 号証) 及び「業務要求水準書」(甲第 7 号証) には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

質問 16 下線キの発言をしたことは事実でしょうか。事実であれば「完成物の検査ですが、今日 1 日で終わるわけではなく」「随時検査します」「検査で合格しているわけではない」「内容に不足があれば」基本設計としては完了しているといふこととの発言がどういう意味でなされたものかご説明ください。

質問 17 下線ク・ケについての見解をご説明ください。あわせて段ボール 5 箱の成果物の検査確認を、いつ、どこで、どのようにどのような実施体制で行なったのかご説明ください。特に大量の計算書等についてご説明ください。

質問 18 下線コについての見解をご説明ください。

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書(甲第6号証)における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

質問 19 実施設計業務委託契約の業務内容についてご説明ください。

質問 20 文化庁の許可が得られていない段階で実施設計契約を締結することについての見解をご説明ください。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める(名古屋市会平成30年6月22日 本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項)

質問 21 木材の保管代金について、現状の契約内容についてご説明ください。

質問 22 追加の保管代金が発生するのはどのような場合かご説明ください。発生する場合にはどのくらいの経費がかかるのかご説明ください。

(その他)

質問 23 名古屋城天守閣整備事業全体にかかる詳細なスケジュールをご説明ください。変更があった場合には、変更時期及び理由を付してすべてのスケジュールをご説明ください。

質問 24 基本設計・実施設計・文化庁の許可の相関関係を示したうえで、基本設計その他業務委託は完了したかどうかの見解をご説明ください。

質問 25 検査確認は正当に行なわれたかどうかの見解をご説明ください。

質問 26 「天守閣整備事業基本設計その他業務委託の委託概要書・仕様書で求めている業務内容」「提出された成果物」「業務内容が履行されているか」を表の形で整理してご提出ください。

(様式例)

	求めている業務内容	提出された成果物	履行
1	基本計画書の作成	基本設計図	○
2	仮設建築物等の設計図書作成	建築設計図	○
3	天守閣部会の事務局業務	—	○
4			

(注1) 業務内容に対応した成果物が無い場合は「提出された成果物」欄に「—」を記載する。

(注2) 求めている業務内容に対応した成果物が提出されている又は実施されている場合には「履行」欄に「○」を、提出されていない又は実施されていない場合は「×」を記載する。

監査委員臨時会

日時:平成30年10月17日(水)

午後3時～

場所:監査委員室

議題1 名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求に関する監査委員会議の
予定について

議題2 観光文化交流局への弁明書の提出依頼について

議題3 観光文化交流局、会計室への質問事項について

議題4 請求人による陳述の実施について

議題1 名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求に関する監査委員会議の予定について

実施内容	監査委員会議の日程	
議題2 観光文化交流局への弁明書の提出依頼について	3回目	10月17日(水) 15時～
議題3 観光文化交流局、会計室への質問事項について		
議題4 請求人による陳述の実施について		
弁明書、質問事項の提出依頼送付		10月17日(水)
弁明書、質問事項の回答期限		10月23日(火)
請求人による陳述	4回目	10月24日(水) 15時30分～
当局に対する事情聴取(弁明書を基に実施)	5回目	10月31日(水) 9時30分～
審議	6回目	11月8日(木) 13時30分～ (定例会)
審議 勧告または棄却の決定(通知文案の審議を含む)	7回目	月 日()
当局に対する監査結果の通知	8回目	月 日()
請求人に対する監査結果の通知		月 日()
監査結果通知期限		11月20日(火)

※必要に応じ、関係人に対する文書照会や事情聴取等を実施

議題2 観光文化交流局への弁明書の提出依頼について

(1) 依頼文案

30 監 特 第 号
平成 30 年 月 日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋市監査委員	福田	誠治
同	丹羽	ひろし
同	黒川	和博
同	小川	令持

住民監査請求に係る弁明書の提出について（依頼）

平成 30 年 9 月 21 日に提出された住民監査請求の内容に係る見解等につき、平成 30 年 10 月 23 日（火）までに弁明書の提出をお願いします。

(2) 弁明書へ記載する内容

- 請求人の各主張に対する事実の認否および理由
- 証拠書類

議題3 観光文化交流局、会計室への質問事項について

(1) 依頼文案

30 監 特 第 号

平成 30 年 月 日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋市監査委員	福田 誠治
同	丹羽 ひろし
同	黒川 和博
同	小川 令持

住民監査請求に係る質問事項について（依頼）

平成 30 年 9 月 21 日に提出された住民監査請求の内容に係る質問事項につきまして、平成 30 年 10 月 23 日（火）までにご回答いただきますようお願いいたします。

(2) 観光文化交流局への質問事項 (案)

(3) 名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施行タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第 7 号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第 2 章 第 4 節 1. (6) 特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元の際し、ア実施設計に着手する前の基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

質問 1 業務要求水準書と基本設計契約の関係性についてご説明ください。

質問 2 復元検討委員会、文化審議会についてご説明ください。

質問 3 下線アの基本設計の段階とはいつを指しているかご説明ください。

質問 4 文化庁の審査について踏むべき手順、時期をご説明ください

(4) また、前項「業務要求水準書」（甲第 7 号証）に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書（第 4 回）〈平成 28 年 2 月 2 日公表〉」（甲第 8 号証）（以下「回答書」という）を示しており、その「平成 28 年 1 月 20 日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の 6 として イ「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問事項に対して「結構です」と肯定している。

質問 5 下線イは事実でしょうか。事実であれば、どのような意味で回答したのかご説明ください。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 業務委託概要書」（甲第 2 号証）（以下「業務委託概要書」という）において「4. 業務の内容」の「(6) 関係法令等行政手続き業務」において「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、このなかで ウ「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」が明示されている。

質問 6 下線ウの業務内容は何を指しているのかご説明ください。

質問 7 下線ウの業務内容に関する受託者の実施実績をご説明ください。

(6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 仕様書」(甲第 3 号証) (以下「業務委託仕様書」という)において、第 23 条(建築基本設計)の「(1) 基本計画書」のなかで、エ「(S) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、オこの「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第 7 号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものでありその期間は、「回答書」(甲第 8 号証)に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第 2 号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

質問 8 下線エは何を指しているのかご説明ください。

質問 9 下線エに関する受託者の実施実績をご説明ください。

質問 10 下線オに対する見解をご説明ください。

(7) 「成果品目録」(甲第 12 号証)は「業務委託仕様書」(甲第 3 号証)の第 10 条の(3)にいう「成果品目録」であるが、「業務委託概要書(甲第 2 号証)の「4. 業務の内容」「(6) 関係法令等行政手続き業務」「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されているカ「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号 34 にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

質問 11 下線カは事実でしょうか。

質問 12 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、契約の仕様で、成果品目録以外に何か求めているものがあるかご説明ください。

質問 13 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、仕様で求めているものはすべて納品・実施されているかご説明ください。

(10) 地方自治法第 232 条の 4 第 2 項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第 5 号証)は違法である。(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、名古屋市会計規則第 71 条、名古屋市契約規則 第 53 条)

質問 14 基本設計業務委託契約の予定価格の積算をご説明ください。その際、「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に該当する箇所が分かるようにしてください。

(11) 名古屋市と受注者は平成 30 年 2 月 27 日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成 29 年 5 月 9 日から平成 30 年 2 月 28 日まで」としていたものを「平成 29 年 5 月 9 日から平成 30 年 3 月 30 日まで」と変更契約を締結した。(甲第 9 号証)

質問 15 契約を変更した理由をご説明ください。

(12) 受注者は平成 30 年 3 月 30 日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第 10 号証)しかるに甲第 5 号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成 30 年 3 月 30 日」とされている。同日には KKR ホテル名古屋 4 階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第 26 回)」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。キ「基本設計の完成物の検査ですが、今日 1 日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール 5 箱くらいあるので、随時検査します 成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがあります。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第 11 号証)しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第 4 号証)(以下「業務委託契約書」という)の約款第 31 条の 5 には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の 6 には「僅少の不備な点があった場合(略)成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証)において第 23 条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第 53 条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し(略)たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第 232 条の 4 第 2 項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成 30 年 3 月 30 日に収められた ク「段ボール 5 箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第 7 号証)に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第 5 号証)によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、名古屋市会計規則第 71 条、名古屋市契約規則 第 53 条)

(13) 「成果品目録」(甲第 12 号証)の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号 18 の構造計算書と番号 29 の数量調書のそれぞれのページ数である。ケ構造計算書は 14、414 ページに及び数量調書も 639 ページにわたる。これらを納品後 1 日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、コ事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証)の第 16 条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証)、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証)、「業務委託契約書」(甲第 4 号証)及び「業務要求水準書」(甲第 7 号証)には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

質問 16 下線キの発言をしたことは事実でしょうか。事実であれば「完成物の検査ですが、今日 1 日で終わるわけではなく」「随時検査します」「検査で合格しているわけではない」「内容に不足があれば」との発言がどういう意味でなされたものかご説明ください。

質問 17 下線ク・ケについての見解をご説明ください。あわせて段ボール 5 箱の成果物の検査確認を、いつ、どこで、どのように行なったのかご説明ください。特に大量の計算書等についてご説明ください。

質問 18 下線コについての見解をご説明ください。

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第 6 号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

質問 19 実施設計業務委託契約の業務内容についてご説明ください。

質問 20 文化庁の許可が得られていない段階で実施設計契約を締結することについての見解をご説明ください。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める（名古屋市長平成 30 年 6 月 22 日 本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法 242 条 3 項）

質問 21 木材の保管代金について、現状の契約内容についてご説明ください。

質問 22 追加の保管代金が発生するのはどのような場合かご説明ください。発生する場合にはどのくらいの経費がかかるのかご説明ください。

(その他)

質問 23 名古屋城天守閣整備事業全体にかかる詳細なスケジュールをご説明ください。当初から変更がある場合は最新のものもあわせてご説明ください。

質問 24 基本設計その他業務委託は完了したかどうかの見解をご説明ください。

質問 25 検査確認は正当に行なわれたかどうかの見解をご説明ください。

質問 26 「天守閣整備事業基本設計その他業務委託の委託概要書・仕様書で求めている業務内容」「提出された成果物」「業務内容が履行されているか」を表の形で整理してご提出ください。

(様式例)

	求めている業務内容	提出された成果物	履行
1	基本計画書の作成	基本設計図	○
2	仮設建築物等の設計図書作成	建築設計図	○
3	天守閣部会の事務局業務	—	○
4			

(注 1) 業務内容に対応した成果物が無い場合は「提出された成果物」欄に「—」を記載する。

(注 2) 求めている業務内容に対応した成果物が提出されている又は実施されている場合には「履行」欄に「○」を、提出されていない又は実施されていない場合は「×」を記載する。

(3) 会計室への質問事項 (案)

(10) 地方自治法第 232 条の 4 第 2 項において ア「会計管理者は (略) 当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと (甲第 5 号証) は違法である。(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、名古屋市会計規則第 71 条、名古屋市契約規則 第 53 条)

(12) 受注者は平成 30 年 3 月 30 日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第 10 号証) しかるに甲第 5 号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成 30 年 3 月 30 日」とされている。同日には KKR ホテル名古屋 4 階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 (第 26 回)」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。「基本設計の完成物の検査ですが、今日 1 日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール 5 箱くらいあるので、随時検査します 成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがあります。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第 11 号証) しかるに「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第 4 号証) (以下「業務委託契約書」という) の約款第 31 条の 5 には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の 6 には「僅少の不備な点があった場合 (略) 成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証) において第 23 条 (1) の (S) として一項目を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第 53 条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し (略) たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第 232 条の 4 第 2 項において「会計管理者は (略) 当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成 30 年 3 月 30 日に収められた「段ボール 5 箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第 7 号証) に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第 5 号証) によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、名古屋市会計規則第 71 条、名古屋市契約規則 第 53 条)

(13) 「成果品目録」(甲第 12 号証) の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号 18 の構造計算書と番号 29 の数量調書のそれぞれのページ数である。構造計算書は 14、414 ページに及び数量調書も 639 ページにわたる。これらを納品後 1 日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証) の第 16 条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」(甲第 2 号証)、「業務委託仕様書」(甲第 3 号証)、「業務委託契約書」(甲第 4 号証) 及び「業務要求水準書」(甲第 7 号証) には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

- 質問 1 名古屋市における契約から支払に至る一般的な手続きについてご説明ください。
- 質問 2 下線アの規定について、会計室としては一般的にどのような手続きを踏んで確認をしたうえで支払をしているのかご説明ください。
- 質問 3 今回の名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約においては、会計室としてはどのような手続きを踏んで確認をしたうえで代金の支払したのかご説明ください。

議題4 請求人による陳述の実施について

住民監査請求における陳述等実施要綱に基づき、監査委員の協議により決定しなければならぬものについて、下記のとおりお諮りするもの。

記

- 1 日時について
平成30年10月24日(水) 15時30分から
- 2 場所について
監査委員室
- 3 陳述人の人数について
請求人5名以内とする
- 4 陳述人の陳述時間について
20分以内とする。
- 5 公開・非公開について
公開とする。ただし、請求人から要請があった場合や公開することにより個人のプライバシー等を侵害するおそれがあると監査委員が判断した場合は非公開とする。
公開とする場合は、傍聴席は10席(超えた場合は抽選)、記者席は13席を設ける。
- 6 撮影・録音について
録音については認める。写真、ビデオ等の撮影については、冒頭のみ認める。
- 7 進行役について
代表監査委員
- 8 監査委員の発言内容に関する留意事項について
監査委員としての見解は監査結果で明らかにするため、本請求に関する監査委員の見解や判断を含む発言は行なわない。

住民監査請求における陳述等実施要綱

(平成 14 年 8 月 30 日委員決裁)

第 1 趣 旨

この要綱は、地方自治法第 242 条第 6 項及び第 7 項に基づく住民監査請求における請求人の陳述及び証拠の提出の機会の設定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 陳述及び証拠の提出の機会の設定

- 1 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合には、速やかに請求人への陳述の機会を設定し、その期日等を請求人（請求人が代理人を選任している場合には、請求人又は代理人。以下同じ。）に通知するものとする。
- 2 前項の場合、請求人が多数の場合には、書面による代表者の選任を求め、通知は代表者に行うものとする。
- 3 前 2 項の場合には、陳述において請求人が証拠の提出を行うことができる旨を併記するものとする。
- 4 請求人が陳述を行わない旨の書面をあらかじめ監査委員に提出している場合、又は第 1 項若しくは第 2 項の通知に対して請求人若しくは代表者から陳述を不要とする旨の回答があった場合には、陳述の機会は設定しないものとする。

第 3 証拠の提出

- 1 証拠の提出は郵送によることを妨げない。
- 2 前項において、その期限は陳述の日必着とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

第 4 請求人の陳述

- 1 陳述においては、請求人が住民監査請求の要旨を補足し、及びこれに関する新たな証拠を提出することとする。
- 2 陳述は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。
 - (1) 請求人から非公開の要請があった場合
 - (2) 監査委員が公開することにより個人のプライバシー等を侵害するおそれがあると判断した場合
- 3 陳述を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は傍聴を認めない。
- 4 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 監査委員及び請求人の言論に対して批判を加え又は可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、非礼にわたる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
 - (4) 飲食をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他陳述会場の秩序を乱し又は陳述の妨害となる行為をしないこと。
- 5 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、監査委員が許可した場合はこの限りでない。
- 6 監査委員は、前2項に違背する者があるときは、その者を退席させることができる。

第5 陳述における立会い

監査委員は、陳述の聴取を行う場合又は市長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、市長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

第6 その他

- 1 この要綱で定められていない事項については、監査委員の協議により決定する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 平成11年2月18日委員決裁は、これを廃止する。